

平成21年度 第5回三次市学校規模適正化検討委員会 議事録

日 時 平成22年2月22日(月) 19:00～21:10

場 所 みよしまちづくりセンター2階 会議室

委員名簿 三次市学校規模適正化検討委員会委員(9名)

委員長 古賀 一博(学識経験者・広島大学大学院教育学研究科教授)

副委員長 寺戸 照一(住民自治組織代表・三次市住民自治組織連合会会長)

藤井 正志(保護者代表・三次市PTA連合会会長)

小林 真理子(保護者代表・三次市PTA連合会副会長)

楳 吉彦(保護者代表・三次市PTA連合会監査)

清水 洋后(学校関係者・三次市小学校長会)

新堂 雅彦(学校関係者・三次市小学校長会)

瀬尾 匠史(学校関係者・三次市中学校長会)

中岡 忠允(住民自治組織代表・三次市住民自治組織連合会副会長)

出席者 委員8名(瀬尾委員欠席)

事務局6名

児玉 一基(三次市教育委員会教育長)

児玉 義徳(教育企画課長)

名越 達朗(学校教育課長)

教育企画課職員3名

公開状況 公開

傍聴人 4名

会議次第 1 開会

2 資料説明

3 答申(案)について

4 学校規模の適正化に向けた具体的な方策について

5 その他

6 閉会

議事録

1 開会

事務局

第5回三次市学校規模適正化検討委員会議を開会いたします。

それでは、三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱第7条第1項の規定により、古賀委員長に議長をお願いしたいと思います。

委員長

これまで4回議論してまいりましたが、三次市の学校の現状や課題などについて議論を進め、規模の適正化の基本的な考え方などについて委員各位からの意見を出し合っていました。

今日の会議の主題は、次第にもありますが、特に「学校規模等の適正化に向けた具体的な方策について」十分に議論し、一定の方向性を出さなければならないと考えています。従いまして、その前段として、議題としては3番、4番辺りが議論の中心になるかと思いますが、前回の会議からの引き続きということになりますが、「望ましい学校規模の基準について」もう一度、整理・確認する必要があるだろうと思っています。

事前に、事務局から送付いただいた答申（案）がお手元におありだと思いますが、この字句の修正はもとより、議論した内容を丁寧に載せていただくことが必要になってきます。そして、結論ありきではない議論の過程を示すことで、各委員それぞれの立場で適正化に対する考え方や思いを出し合い、十分に議論した末に導き出した合意・確認事項をこの委員会としての答申として提言しなければなりません。

今日を含めて、残り2回の委員会ですが、この委員会に課せられた諮問事項である「三次市立小・中学校の規模及び適正化に関する事項」について、これまでの議論を整理しながら、より深い議論を進めないといけませんので、ご協力よろしく申し上げます。

まず初めに、本日の資料及び答申（案）について、事務局からご説明いただきたいと思います。

委員

ちょっといいですか。今回事務局で丁寧に答申（案）を作って送付いただいたのですが、その表紙に「この答申（案）は、第5回会議における資料として、事務局が議論のたたき台として作成したものであり、本委員会において同意・決定したものではありません。」と記載してあります。そこで委員長に質問なのですが、この答申（案）は、どなたが書かれたのです

か。

委員長 この答申（案）自体は事務局でまとめていただき、私の方へ事前に送付いただきました。

委員 本委員会の設置要綱に、事務局はどのように位置づけられているのですか。この要綱の中には「事務局」というものはないのです。

委員長 ご指摘について、事務局でお答えいただければと思います。

事務局 確かに設置要綱には「事務局」という名称では書いてございませんが、第8条で「委員会の庶務は教育委員会教育企画課において処理する。」ということで、庶務的なことを進めるという意味合いで「事務局」と書かせていただいていると認識しております。

委員長 私も似たような認識だったのですが、いかがでしょうか。

委員 前日も意見を言わせていただいたのですが、6回の会議ということで委員をさせていただいており、3回目の会議が終わったときに答申（案）を1月15日付けで送付いただいたわけですが、送付の鑑文書の差出人欄には、「三次市学校規模適正化委員会事務局 三次市教育委員会教育次長」というように書かれていました。「本案はこれまでの検討委員会の議論の内容を踏まえ、事務局で答申骨子の素案として作成したものです。記述内容及び構成等についてご意見をいただき、第4回検討委員会以降のご意見を踏まえ、完成していきたいと存じます。」とあります。これは、庶務の範疇を超えているのではないですか。本委員会の議論を、教育委員会事務局がまとめられるということが、果たして検討委員会への諮問の答申を教育委員長に対して出せるのかということがあります。どういうことかと言いますと、教育委員会事務局の教育次長の名前で作られたものを、自分の上司である教育委員長へ出されるというのは答申ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 今の意見に対して、事務局はどうですか。

事務局

ご指摘いただいたことについてはごもっともだと思いますが、これはあくまでもこの委員会の意見をそのまま書かせていただくという立場においてまとめさせていただいていますので、教育委員会の事務局としてこのように考えているわけではございませんので、その辺りのところは、先程申しましたように庶務的にさせていただきたいと考えています。

委員長

私も色々なところで色々な会議に出席しますが、文言の問題はともかくとして、各委員の方々はお忙しいでございますので、委員会での議論を受けて、事務局でその議論の内容を忠実に文章化していただき、本委員会を含めて、他の委員会でも事前に案を見せていただいて、加筆修正が必要であれば、苦言を申しているわけです。委員長責任の部分も含めて、事務局で庶務を担当していただき、たたき台を作成していただいています。これまで私も経験していますので、その延長上の仕事だろうと理解しています。確かに、各委員さんに書類を送付するときの発信名が教育次長名で出ているのはどうなのかというご指摘としては私も理解しますが、主旨全体は事務局で勝手に作成したということではなく、この委員会の議論を踏まえて作成していただいております、あくまでもたたき台としてこの委員会の議論がベースになっているわけです。従って、代筆していただいたと言うと語弊がありますが、それに近いような文意であると私は理解していたのですが、いかがでしょうか。私の意見は間違っていますでしょうか。

委員

答申(案)を出されるのであれば、この委員会で第3回の会議のときに、委員長なり副委員長なり、もしくは委員の誰かが、会議が6回しかないのので、この骨子でそろそろ答申(案)の素案を作成してもらいたいと言われて作成すべきです。この委員会の会議の中で意見として出されたことそのままを事務局でまとめられたと言われるけれども、実際は、結論ありきで、6回の協議を経て意見が一致しましたというようなことを書かれているのですよ。そのようなことは議論の中に出ていないですよ。今回の会議の資料としていただいた答申(案)では、そのような文章は削除してありますが。委員長が色々まとめられたこと、これまでの資料の分析と、細かくデータも掲載しておられます。

委員長

確かにご指摘の通り、3回目、4回目の会議のときに先走った感はある

たかと私も思いますけれども、今日の会議の議論のたたき台としてお示しになっておられるこの答申（案）の内容についてはどうですか。これについては、前回の会議での各委員からのご指摘をいただいて、事務局も自省的に文案を修正してくれていると思っているのですが、いかがですか。

委員

随分と修正していただいたと思いますが、何点か加筆をしていただきたい点があります。今日の会議の流れからいくと、望ましい学校規模の基準と、今後の適正化に向けた具体的な方策というところに行くと思うのですが、ひとつひとつ丁寧に議論した方がよいと思います。事務局で会議録について、毎回時間をかけて起こしていただいているわけですが、前回の会議で委員長が最後に述べられていることが前回の議事録の33ページに文章になっています。ここから論議をして今日の議題に入っていく方がよいと思います。そのポイントは、前回は議論になりましたが、「1学級25人から30人の1学年2学級」という基準について、この委員会独自の意見ではなく、あくまでも一般論ということで話をし、経験則として3名の校長から委員長は意見を聞かれたわけです。これはあくまでも一般論として、このような数値が望ましいということで合意はしているのですが、統廃合の基準としてはいかがなものか、ここなのです。このところで時間をかけたのは、三次の場合は、1回目の会議から私が意見を出しているのは、三次モデルとして適正化を考えるべきではなからうかと。それは、統廃合は避けて通れない問題です。その議論を始めるのが、完全複式になった時点なのか、2学年が欠落した時点なのかということについて、三次モデルとして論議が必要なのではないかということです。地域の代表もおられるわけですし、保護者の代表もおられるわけですから、その方々の意見も含めてどうなのかということ、一つずつ整理をしていった方がいいのではないかと思います。

委員長

実は、今日も事前に事務局と打ち合わせをしておかないといけないと思いまして、ちょっと早めに来たのですが、今ご指摘いただいた通りのことを私も事前に伝えていきます。私も今日はそのことを丁寧に議論しなければならないと思って、頭の中で順番を組んでいるわけです。ですから、それはご心配なさらなくて結構です。しっかり議論したいと思います。

委員

分かりました。是非、今日はそこから丁寧に議論していただきたいと思

います。

委員長

はい。このご指摘も踏まえて、今日は丁寧に議論していきたいと思えます。それでは、本論に入りたいと思えますが、簡潔にで結構ですが、事前にいただいている今日の会議の資料について、事務局から説明をお願いします。

2 資料説明

事務局

はい。それではまず、答申(案)について、前回の各委員からのご指摘を受け、修正した箇所などを簡潔にご説明させていただきます。

【1.はじめに】

まず、「はじめに」の最後ですが、2ページに答申の日付と各委員のお名前を追記させていただいています。

【2.三次市立小・中学校児童生徒数の推移】

小・中学校の児童・生徒数の推移ということで、前回の答申(案)では平成11年度から10年間で掲載していましたが、昭和54年から30年間のデータを取りまとめまして、記述を修正するとともに、グラフを追記させていただきました。

【3.三次市立小・中学校の現状】

6ページの通学区域の自由化について、記述を修正させていただき、表5として、その記述を裏付けるデータを添付させていただいています。

【4.三次市立小・中学校の課題】

8ページからのこの章では、各委員さんから出された意見を箇条書きという形ではございますが、審議の内容を知っていただくために掲載させていただきました。10ページには、表6として、「小規模校の観点別メリット・デメリット」を掲載していますが、これから議論していただくと思えますが、文章の流れの関係上、この表は第6章「学校規模の適正化に対する考え方」の中の、「適正な学校規模の基準」の中に移項させていただくのがよいのではないかと思います。そして、この表の右端に「項目別の望ましい規模」という欄を追記しております。今日の議論の中で、それぞれ

の項目別の望ましい規模について，出た意見をこの欄に加えさせていただければと考えています。

【 6 . 学校規模の適正化に対する考え方】

「 1 学級 2 5 人から 3 0 人の 1 学年 2 学級」の基準につきましては，先程委員からのご指摘がありました，ここは非常に大切な部分でございますので，ここについても，もっと議論を深めていただきたいということでアンダーラインを付けて注釈を書かせていただいています。

なお，第 7 章以降は，第 6 章までの議論を踏まえて，記述内容が当然変わってきますので，あえて前回から修正を加えていません。説明は省かせていただきたいと思えます。

続きまして，本日配付した【資料 1】と【資料 2】についてご説明します。これは，前回の会議で公平な税負担の観点から，小・中学校の施設についてのデータを求められて作成したものです。

【資料 1 三次市立学校施設概要（児童・生徒一人当たりの校舎及び運動場の面積）】

一番下に注釈として「小学校設置基準」で定められた校舎・運動場の面積の基準を載せています。このように児童・生徒数によってこの基準面積以上を必要とするといっていますが，ただし書きとして，「地域の実態その他により特別の事情があり，かつ，教育上支障がない場合は，この限りではない。」とあります。上段の表は小学校を，下段の表は中学校の概要で，左の欄から「学校名」，「平成 2 1 年度 5 月 1 日現在の児童・生徒数」，「設置基準で定められた基準面積」，「実際の面積」，「その面積を児童（生徒）一人当たりで換算したもの」を校舎・運動場それぞれで表示したものです。

校舎・運動場ともに，児童・生徒一人当たりの実面積は。児童・生徒数が少ない学校が大きいことが読み取れます。

なお，八幡小学校徳市分校の運動場の実面積が基準面積を下回っています。実際，2 7 の小学校のうち一番狭い運動場ではありますが，このことにつきましては，決して十分な面積ではございませんが，児童一人当たりの実面積で換算した場合は，中間どころの面積であることなどから，基準のただし書きの許容範囲ではなかろうかと考えています。

【資料2 三次市立学校施設概要（資産減価償却額）】

これは、学校施設（校舎・屋内運動場）の減価償却額について比較したものを示しています。左側を小学校、中学校を右側にまとめています。

この表の見方について、三次小学校を例にご説明させていただきます。小学校の表の上から2段目でございます。

まず、平成21年5月1日現在の児童数305人、そして施設の用途区分として、校舎・屋体・補強とし、建築年月日を書いています。この補強とは、耐震補強工事を施工したことを示しています。

構造欄の「R」とは【注釈】にありますように、鉄筋コンクリート造であり、「S」は鉄骨造を、「W」は木造であることを表しています。

次に建物の階数を、次の欄は「保有面積」つまり延べ床面積を記入し、次の「再調達価額」とは現時点で再建築した場合の価額を記しています。

「処分制限期間」とは、学校施設の建設には国の補助金などが投入されていますので、【注釈】に書いてありますように「補助金に係る予算の適正化に関する法律施行令」に基づき、国の承認を受けないで、学校施設としての用途の変更等をしてはいけない期間が建物の区分・構造等により定められています。鉄筋コンクリート造の校舎は60年と定められています。

次の欄の「減価償却額（年額）」は、「再調達価額」を「処分制限期間」で割って1年に建物の現存価額が消滅する額として記し、それを児童一人当たりに換算した額を最後の欄で示しています。

以上のようにこの表は、税金を投入して建設した学校施設について、児童・生徒一人当たりの年間の税金消費額と言いますか、建物の価値の償却額の目安を比較した表として作成したものです。

概して、児童・生徒数が少ない小規模な学校が一人当たりの減価償却額が高いことが読み取れます。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。

委員長

はい、ありがとうございました。資料説明について、ご質問等ございますか。もちろん、後ほどご質問いただいても結構ですので、まずご意見をいただかなければなりません。

私もこの答申（案）の文章を事前に一読しました。内容の議論の前に、表現方法等について何か気付きがありませんか。

これは私の意見なのですが、代筆いただいている事務局にお願いしたいのですが、8ページから9ページにかけて、各委員からのご意見を挙げて

いただいておりますが、書き言葉として挙げる場合と話し言葉として挙げる場合とがあらうかと思いますが、基本は書き言葉として挙げていただきたいと思うのです。もちろん、委員には男性・女性がおられますし、表現方法が固い方、軟らかい方がおられますけれども、文意が変わらないことを前提として、書き言葉調に変えていただけませんか。表現方法として気になるところが散見されます。同じように、体言止めになっているところを修正していただきたいと思います。書き言葉調で、全体の文面を統一していただけませんか。答申文章ということ为前提に、書き言葉調でやっていただくの方がよかろうと私が判断しましたものですから、そのようにお願いしたいと思います。もちろん、話したとおりに書いてもらいたい場合もありますので、これは委員それぞれのご意見があってもよいと思うのですが、いかがでしょうか。この件に関してでも結構ですし、これ以外の部分に関してでも結構ですが、文章として残るものですから、気になったところは遠慮なく言っていただければよろしいと思います。

それから、委員の名前が初めの方に載りますが、名前は最後の方がいいという意見なども含めてご意見いただければと思います。

- 各委員から誤字について指摘有 -

委員長

出していただいた指摘以外にも、問題があればこの時間以外でもご指摘をいただければ、事務局の方で受け付けていただいて修正できることだと思いますので、気付きがありましたらお申し出ください。よろしく願います。

3 望ましい学校規模の基準について

委員長

それでは、一番大事な議論のところに入っていきたいと思います。

まず、事務局から提案があった「表6 小規模校の観点別メリット・デメリット」の掲載場所についてですが、今回の答申(案)では、「4. 三次市立小中学校の課題」の章の中で、10ページに載せていますが、この表を「6. 学校規模等の適正化に対する考え方」の章に載せたらどうだろうかというアイデアの提示でした。これはどうでしょうか。これも技術的なことに関係することだと思いますけれども。

確かに、小・中学校の課題ではあるのですが、書かれている内容は、三次だけの小・中学校の課題というよりも、一般的な小規模校の小・中学校

の課題です。三次市立小・中学校の課題という章で挙げるよりも、適正化に対する考え方を議論するところのベースとして挙げるという意味では、表6を第6章で挙げて、特段問題はないのではないかと思います。

委員

4章で挙げるよりも、第6章で挙げた方がいいと思います。

委員長

他の方はいかがでしょうか。表6の掲載箇所の問題なのですが、据わりの良さからすると、確かに私もそうかなと思いますが、もしご異論がなければ表6を第6章に移すということをお願いできればと思います。

- 一同異議なし -

委員長

そうしますと、残りの時間はご指摘いただいたところに時間をかけられますから、今日は濃密な議論ができるのではないのかなと思います。前回の会議の最後は、統廃合する・しないではなく、あくまでも統廃合も含めた議論のスタートラインとしては、いわゆる完全複式になった時点がいいのか、あるいは2学年が欠落した時点がいいのかというところで終わりました。今日の会議はその議論からスタートしようと思うのです。どうでしょうか。

委員さんに一つ確認させていただきますが、2学年の欠落とおっしゃったときに、複数年とおっしゃいませんでしたか、それとも単一年度とおっしゃいましたか。私は、2学年欠落の状態が複数年続いたらとご指摘になったと記憶しているのですが、この理解が間違いですか。大事なことなので確認したいと思うのですが。

委員

複数年とまでは言ってないです。

委員長

では、単一年度に2学年が欠落した状況になれば議論をスタートするというように理解すればよろしいですか。

委員

はい。

委員長

分かりました。そうすると、もう一度整理します。前回の議論は、私がお話したように、1・2年の複式学級、3・4年の複式学級、5・6年の複式学級で、いわゆる完全複式となった段階で議論をスタートしたらどう

かという考え方と、2つの学年が欠落したときに議論をスタートしたらどうかという2通りあったということです。

前回の会議では、時間の都合で各委員に具体的なご意見を聞けなかったので、今回はまず各委員にこの部分についてのご意見を聞きたいと思うのですがどうでしょうか。もちろん、それ以外のスタートラインでもいいですよ。

委員

一般の方に、完全複式という概念がパッと浮かんでこないの、何人になったら完全複式になるのかという意見が出ると思うのです。平成15年度に旧三次市で出された学校再配置検討委員会の答申では、「20人」という数字が出されていて割と分かりやすかったです。2学年欠落といっても、例えば1・2年は30人いても他の2学年が欠落していたら、議論をスタートするのかといった話になります。今は完全複式でも、来年入学する可能性もあります。そういった意味で、ものすごく分かりにくいと思います。

委員長

数で表した方がよいということですか。

委員

完全複式にしても、2学年欠落にしても、平成15年度に出された学校再配置検討委員会の答申の「20人」という数字よりハードルが上がるのですか。

委員長

その辺りどうでしょうか。

委員

現場ではどうなっているかというと、複式学級ができていった経緯は、明治6年の学制によって、日本全国隅々まで教育の機会均等ということで4km、昔ですから1里を目安にして全国に学校（本校・分校）ができたわけです。ご存知のように、高校も分校があったわけです。作木にもありましたし、君田にも分校がありました。では、複式の問題はどういうことかということ、複式学級を解消する方法はいくつかあります。その一つは配置する教員を増やせばいいのです。そうすると複式学級になりませんよね。それが、増やせるかということ、予算的なものがあるというのが現実です。そこで、これまで複式学級の研究校で進められたのは、「A年度・B年度」であり、例えば5・6年生の単元をAとBでジグザグに組むわけです。そ

れで、2年間で5・6年生の学習内容をするという複雑な取組みをしてきました。今それができないような状況があります。あるいは、転校生が入ってきたり、他の学校に転校したりすれば習ってない内容が出てくるという問題点があります。だから教員が一人で2学年を教えるのではなく、2人で教えるというのが一つの解消の方法でもあるわけです。

もう一つ起きている問題は、三次市内でも教頭先生が担任をもつという状況になっているという現実があります。従って、前回の平成15年度に学校再配置検討委員会の答申で出された「20人」ということと、現在の状況は大きく変わってきていると思います。言われるように、難しいですよ。平成15年度に出された「20人」という数字は、根拠がないわけですし、今回は複式学級といったときに、複式学級をどのように考えるのかということがあります。予算がなかったら統合すればいいじゃないかという論議は、委員長も暴論であると言われているわけです。地域のコミュニティも大事にしなければならない。

例えば修学旅行に行くときに、中学校区で小学校が3校あれば、その3校の6年生がまとまって行くことがあるのですが、小学校が5・6年生の複式学級の場合、5年生は学校に残って授業を受けるのです。ですから、5・6年生と一緒に他の学校と修学旅行に行った例があるのです。2学年に1人の担任というところに無理があるわけです。それを授業法であるとかカリキュラムを改善してやってきたわけですが、現在は「A年度・B年度」が使えないので2冊の教科書で教えています。

私が教員になる5～6年前には複式学級用の教科書や業者テストもあったように聞いています。教科書会社も採算が採れないのでしょうね。私は教員になったときに複式学級の学校に赴任しましたが、すでに複式学級の教科書はありませんでした。逆に保護者の方は、複式学級用の薄い教科書に対して不安感を持っておられたと聞きました。当時から大規模校の方が学力が付くのではないのかという意見はありましたが、自学自習というスタイルという点では、複式学級の方が子どもの学ぶ力は付くというメリットもあります。

委員長

これは小規模校のメリット・デメリットのところでは挙げられていますが、一般論として私もそう思います。

しかし、住民サイドからすると数で出してもらった方が分かりやすいのではないのかというご意見というのは理解しました。恐らく、委員がご質

問になりたかったことは、仮に「20人」という数が出た場合と、分りにくいかもしれませんが「完全複式」となった場合、現実に統廃合の出現率がどのくらいになるのか、「20人」とするよりも増えるのではないのかということだろうと思います。

委員 「完全複式」の小学校は、現在、三次市内に8校あります。「完全複式」を議論のスタートラインにした場合、この8校ではすぐに議論するのか。大前提として、この答申案は全会一致ですか。

委員長 私は必ずしもそういうふうには理解していません。全会一致がベストですが、これだけ委員さんがいれば、なかなか議論が紛糾することがあるだろうし、仮に2案ということになれば両論併記にならざるを得ないケースもあるだろうと思います。結論はなるべく1本にする方が望ましいのかもしれませんが、駄目だったら両論併記ということも当然あり得るのではないかなと私は思っております。

委員 今回の答申(案)では削除してありますが、「委員の意見が一致しました」という表現がありました。一致はしていないという思いがありました。

委員長 ご自身のご意見が、数で表した方がよいと強くご主張であるならば、それはまた検討しなければならないと思います。ただ、その場合、数について、平成15年度の学校再配置検討委員会答申で「20人」という合理的な根拠のない数が示されたということが大きな問題になりましたでしょう。そうすると、仮に20人でも25人でもいいのですが、なぜその数になのかという議論が付いてきます。それをどうするのか。感情論だけで25人というようなことにはできないと思います。

委員 もし、学校がなくなると、その町は完全に過疎化します。人は集まってくれません。そうすると、地域の方はなんとかしようと思えると思うのです。あと何人子どもや孫を地元呼び戻せば、学校がなくなるという数の基準を示すことができないかなと思うのです。数で示さないと、地元の方が議論をする際に、なんとかしようとする道筋が見えにくいのではないかなと思います。

委員長

委員がおっしゃられることは理解できますが、議論が統廃合を含むという言い方はしていますが、統廃合だけではないのですよ。つまり、議論のスタートの段階では、統廃合を含んで、小規模校の問題をどう改善したらよいのか、解決までいくかどうか分からないけど、小中連携とか、小中連携とか、小中一貫にするとか、学校を地域から消さないような改善策というようなことも議論の対象になるのです。今、合意を得ようとしているのは、どの辺りでこの議論を始めるのかということです。逆に言えば、この議論が始まらなければ、統廃合ということも出ないわけです。決して、統廃合にダイレクトに行くとは私自身思ってないですし、そうあるべきでないと思っています。選択肢の一つであることは間違いないですけども。その議論のスタートがどの辺りなのか。「完全複式」となった時点か、「2学年欠落」となった時点なのかということです。ですから、ストレートに統廃合というふうにはお考えにならない方がよいと思います。

委員

答申(案)として、ホームページに出てしまうと、もう決定したのかとこれを見た方から言われます。議事録と同時に見てもらえばよいですが、この答申(案)だけ見られると、色々なとり方ができるのです。今回出す答申が、今後何年か先に違った見方で見られることがありますから、そこが恐いなという思いがあります。

委員

泥臭い話と思われて結構なのですが、現在、小規模の学校を抱えている地域の住民からすれば、なぜ大規模校の周辺に市営住宅を造るのかという思いがあります。市営住宅というのは、小規模校の近くに、安くて便利な市営住宅を建てて、若い人が学校が近いからそこへ移り住んで、その学校の人数が多くなっていいのではないかと。そのような政策は、どこの自治体も、そういう政策の下に市営住宅を造ってくれていないのです。小規模校を統廃合に結びつけるためには造らない方がよい。小規模校を造らないために行政として何をしてきたのかということを私は問われたのです。答えようがないのです。限界集落と言いながらも、その地域に学校があれば、そこに市営住宅を造って、若い人を呼んでくる、その子どもはその地域の学校に通うとなれば地域は活性化するのではないかと。なぜ、行政はそのようなことを考えないで、大規模校の周りへばかり市営住宅を造るのか、と言われたときに答えようがなかったですね。これは教育委員会としては関

係ないことだと思いますが、どういう考えなのかなと思います。

委員長 ご意見は痛いほど分かるのですが、この委員会の所掌範囲をはるかに超える中身です。

委員 確かにそうなのですが、行政側のそのような努力があって、なおかつ小規模校になっていくのであるならば、住民の方も自分達の努力が足りなかったと思ってくれるのです。

委員 そこら辺りの関係で、清河ではブルーリバー事業として、地元の方々が法人を作って、家を造って、現在も入居者がいる状況で、実際に地域でやっておられる例があります。

もう一つ、どこかの時点、例えば完全複式になった時点でも、すぐに統廃合ということではなく、こういう状態だということをPTAの方や地域の方に投げかけるということが必要になると思います。すぐに統廃合ということになれば、地域が半分に分かれてしまうわけです。それを防ぐためには、すぐにとということではなく、完全複式になったからどうするかということと、PTAの側から見たときに、少人数の学級をいつまで維持するのかということ。私の地域の学校では、1人の学級があるのですが、そうすると、我々地域の者からみると先生と子どもが1対1なのでよいという考えもあるが、必ずしもそうではないということがあります。となると、保護者の方の思いを聞く必要があります。

委員長 そうすると、改善策の選択肢が多いだらうということで、なるべく早く議論をスタートする方がよいというのが委員のご意見ですか。

委員 どっちみち減少していく学校が多いわけで、早めに中学校区の中で話し合うなどの方法を講じていった方がよいと思います。今のところでは、まだ20人いるから大丈夫だろう、ただ、これから考えていかないといけないところまではいっているのですが、そこから先の議論はないのです。

委員 私も今の意見と同じようなことなのですが、早い段階で情報提供して、早めに地域の方に知っていただければ、例えば行政への要望にしても、地

域全体でやった方が物事は進んでいくのではないかと思います。三次モデルというものもあるかもしれませんが、三次モデル以外にも、地域それぞれで特色が色々であろうかと思いますので、早い段階から皆で意見を言い合って良い方向にもっていければいいのではないかと思います、学校を残していくのであれば、小小連携や小中連携や小中一貫という選択肢もありますという情報提供を早い段階で出した方が、切羽詰って選択肢が一つしかないというような状況になって出すよりもよいと思います。

委員 地域の方と保護者の方で、思いのギャップがどの程度あるか知りたいです。地域の方は地域のことを考え、保護者の方は子どものことを一番に考えると思うのです。地域の方にも 小学校同士が連携しているのであれば、地域も中学校区全体でもっと盛り上げていこうという思いがあれば、また違ってくると思うのです。

委員長 子どもの教育ということを考えると、議論をしていくうえでは、なるべく早い方がよいのか、それとも議論は慎重に最後の方にとっておいた方がよいのか、委員ご自身はスタンスとしてどちらの方がよろしいとお考えですか。

委員 地域の方の思いを知らない保護者も多いので、その辺をもっと知る必要があると思います。

委員長 そうすると、なるべく早めに情報提供して、議論をしていただくことが、結果的には情報の共有化が進むだろうということですか。

委員 そうですね。議論することで、お互いにそういうふうに使っていたのか、ということが出てくると思います。

委員 子どもを増やすということになれば、ここで議論すべきことではないですが、市として企業誘致がないと、働くところがないと、いくら子や孫に帰ってもらいたくても帰ってくることはできないです。

もう一つは、情報提供というのは、やはり早めに出さないと、学校現場で言えば、教頭が担任を持っているとか、事務職が常勤から非常勤になるとか、養護教諭の配置がなくなるとか、子どもの人数が減ってきて、ある

とき急に職員がいなくなるということでは、保護者の方も不安だろうし。たくさんの教職員が配置されることが学校現場としては一番よいのですが、それは財政的なことを考えると無理ということがあります。ですから、学校規模がある程度（の小規模）になったら、地域に情報提供して、地域の方の思いや保護者の思いを出し合った方がよいと思います。私も、地域の方と保護者の方の思いはやっぱり違うと思います。地域の方は、うちの学校は残してもらいたいという思いがあるだろうし、保護者の方はその思いもありますが、やはり我が子が一番大事ですから。複式学級といっても、教員と児童が1対1の複式学級もあれば、複数の児童がいる複式学級もあり違ってくるので、早めに情報提供して、地域や保護者の方から話ができる機会を作ることが必要だろうと思います。急に、教頭や養護教諭が配置されなくなったというのでは、保護者の方は不安だろうと思うのです。

委員長

私なりの理解でいくと、ここにおられる委員の方々の多くは、早めの情報提供、情報の共有化が施策として良策ではないのかというご意見というように理解したのですけれども。もちろん、同意できないという方がおられれば意見を言っていただいて結構なのですが。もし、そうであるとする、「完全複式」、「2学年欠落」、もう一つ仮に「20人」としますが、この3つの中では「完全複式」という段階が情報提供のスタートラインとしては一番早いのではないのかと思うのですが、どうでしょうか。

委員

「完全複式」は現状として、あって当たり前だと思うのです。ですから、「完全複式」をスタートラインとすることは論外だと思います。私が「2学年欠落」の段階をスタートラインとするとっているのは前提があるわけです。前にもお話ししたように、教育委員会から市広報で早めに情報提供するなり、6学級加配、3学級加配のハードルが高くなって行って、配置されない学校が増えているわけです。現在は、統合加配もつかないような状況があるわけです。そのような現状を情報発信していただく必要があります。

それから、限界集落の問題は、地域が学校を支えられない状態になっており、それを改善するために行政として何ができるかというところまで掘り下げて考える必要があると思います。2学年欠落というのは、それをきっかけにしてほしいという意味なのです。私が若い頃赴任していた複式学級の学校の運動会は、子どもの人数が少ないですから、消防団、農協、郵

便局，教員などそれぞれがチームで出場して，村を挙げての運動会です。ですから，子どもが一人になろうが，我々の学校だという意識があり，それが大事なのだと思います。限界集落で，住宅状況も良くなく，仕事もないので，子どもや孫の世代が帰ってこない，そしてお年寄りが増えるという状況の中で，地域で運動会をするので，お年寄りに参加してくださいと言っても，それは無理かもしれないです。そのような状況になったのは何故かというところから行政的な手立てが必要だと思います。

それから，先程言われた安い住宅というのは大きなメリットがあると思います。私には4歳になる孫がいるのですが，その孫と仲の良い子が同じ保育所に行くのかと思っていたら，市営住宅が安いからということで，吉舎の住宅に引っ越したために，うちの孫は仲の良い友達と同じ保育所になれなかったのです。それくらい今の若い夫婦は経済的に追い込まれています。会社は十日市なのですが，住まいは安い市営住宅がある吉舎なのです。やはり住宅事情というのは大きなポイントかもしれません。

委員長

「完全2学年欠落」でいくと，現状で対象となる学校が三次市内に2校ですが，そのうちの1校は宇賀小学校で，本年度末での統廃合が決定しています。もう1校が志和地小学校でした。「完全複式」であれば，この2校を入れて全部で8校ということであり，これらの学校が議論の対象となります。全体の小学校数でいえば，何校中の8校になるのでしょうか。もう一度確認しておきたいのですが。

委員

27校です。

委員長

27校のうちの8校ですよね。委員が先程ご指摘されたように，完全複式の学校があるのは常識だというのが，27分の8を常識とみるのか，過半数までは至っていないとみるのか，これは見解の問題だと思いますが，私自身は，前から言っていますように，三次市内だけの問題ではなく，広島県全体の問題であるとか，国の施策であるとか，そのようなこともある程度勘案すると，近隣の安芸高田市や庄原市と比較した場合，議論のスタートラインを「完全複式」としても条件的には，三次は地域に寄り添った基準になるのではないかと理解しているのです。これが，私なりの県民目線から市費の教員を雇用したところの頑張りどころなのかなと思ったのです。これは私の意見の根拠なのです。もちろん，三次出身である委員とし

て、さらにもうちょっと頑張れということで、「2学年欠落」の状態にならないと議論はスタートしてはいけないというご指摘なのだろうと理解しています。それぞれ各委員のご判断にお任せせざるを得ないだろうと思いますが、いかがでしょうか。

先程も申しましたように、ベストなのは単一での合意形成なのでしょうが、それぞれの委員のお考えがありますので、どうしても統一できなければ、両論併記ということでも私は構わないのではないかと思います。元々、この委員会は諮問機関ですから、法的拘束力はございませんので、委員それぞれのご意見をいただくということで構わないと思うのですが、いかがでしょうか。数を示すという意見もありましたが、これまでの議論であれば、「完全複式」か「2学年欠落」のどちらかということで皆さん方のご意見をいただきたいということなのですが。

委員

情報提供を早くするにしても、議論の対象となり得る小規模校は、青河小学校を除けば、その小学校が属する中学校区とその地域のコミュニティが同じ範囲ですから、比較的話がしやすいのではないかと思います。

委員長

「2学年欠落」ということで強くご主張であるならば、私の意見とすると両論併記で答申を書くということによろしいでしょうか。答申（案）の文章は、少し練らないといけないでしょうが、議論の中で両論があって、「2学年欠落」時点を議論のスタートとするべきという委員の意見もあったという旨を明記したいと思います。この部分については、両論併記とし文案を作っていくということで同意いただいたとみなしたいと思います。

もう一つ重要なポイントがあります。前回の会議でご指摘いただいたところですが、「1学級25人から30人の1学年2学級」という基準の取扱いについてです。あくまでも一般論とすればこうであり、3名の校長先生方の長い教職員経験に根ざしてもこうではないのか、というご指摘であったと思います。問題は、三次の将来構想を考えていくときに、この基準はあくまでも一般的な目安であって、三次の目安なのかどうかというところの議論が、なかなか合意が取れなかったところなのですが、ここの取扱いをどうするのかということが次の重要なポイントになると思うのです。一つの考え方は、一般論的な基準をそのまま踏襲して三次の基準にしていこうという考え方もありますでしょうし、そうではなく、三次は独自に別基準でいくべきであるという考え方もあるだろうと思うのですが、この辺り

についてももう少し議論しませんか。これは非常に重要な議論だと思うのですが。何かこのことに関してご意見があれば伺いたいと思うのですが。

委員

この基準は全国レベルのものなのですか。

委員長

全国レベルは、基本的には標準法なのですが、1学年2学級という言い方ではなく、「12学級から18学級」という言い方をしますので、それを学年で当てはめると、2学級から3学級となります。ただ、この場合、標準法ですから、1学級の定員が40人なのです。もちろん、教員の加配等がありますから、実際の運用は40人より少ないですが、法律上の話からすると、1学級40人の1学年2学級から3学級となります。したがって、「1学級25人から30人」というこの数を出していること自体は、他の自治体と比べると、制度の枠組みでこの基準を三次市が採用するかどうかは別として、この基準を出せば、全国の基準よりも地方のコミュニティに寄り添った基準なのです。

この議論は、この委員会に委員として出席している校長先生3名と私を含めれば4名の教育関係者が色々と経験則に根ざしながら話をしたときに、こうではないのかと出たものです。私自身、アメリカの教育を研究していて、アメリカ人の研究ベースですけれども、25人程度が学習効果は高いのです。逆に過度に少なくても、学力の向上があまり見られなかったのです。もちろん、多過ぎてはよくないというデータが出ていますから、その限りでは、この経験則に根ざした「25人から30人」という校長先生方の知見は、確かにそうだなと得心がいったのです。

委員

小学校の場合、4km以内に学校を配置するということが大前提なのです。その基準で、日本全国4km以内に小学校ができるのならいいのです。ところが、答申(案)12ページにも書いてあるように、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法令施行令」第4条第1項で適正な学校規模の条件として「学級数がおおむね12学級から18学級までであること。」とし、第2号で「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」とあります。しかし、この法律ができた当時は、スクールバスの概念はなかったと思います。これだけ自動車が普及するということは考えてなかったのではないかと思います。親も共働きで、1人1台の車を所有しているような現

在のような状況になれば、距離の問題が薄れてきているのだろうと思います。ですから、そこを引き抜いて、「1学級25人から30人の1学年2学級」と書かれることが私としては疑問なのです。

委員長

委員ご自身は、この辺りの字句の修正をどのようにすれば合意形成としては前進すると思われませんか。委員ご自身のご意見をいただきたいのですが。私自身は、この基準は変わらないのですが、「ベースとして」ではなく、「ベースとしながらも」だと思ふのです。これは逆説です。「ベースとしながらも」一律ではないのだということを強調すべきではないのですか。つまり、これを基準ベースとすること自体は、あくまでも目安ですからこの通りにやる必要はないのですが、根拠の拠り所、目安をどこかで持っておかないと、議論の根拠がありませんから、我々が6回の議論を踏まえて考えた三次の基準ベース(目安)ではないのかと私は思うのです。私自身は、この考え方自体は、校長先生方ご自身が経験則に根ざした三次のモデルとして挙げて構わないのではないのかと思っています。校長先生方ご自身はどうですか、そうは思いませんか。

委員

私の思いは、広島市内であるとか、東広島市、福山市で、この「1学年2学級」の基準をいうのは、逆にマンモス化にならないための歯止めでもあると思うのです。ですから、この4月に東広島市で900名の児童を超える学校が3校できたと聞いています。そういう状態の歯止めのための基準なのです。それを逆に小さい学校に当てはめることはないと思います。それは違うと思います。むしろ、この中山間地域の三次地方は、複式学級があって当たり前ですから、小さい学校があって当たり前なのです。基本的なところで違うと思います。

委員長

そうしますと、この基準の数が変わらなければなりません。1学級何人から何人の1学年何学級の基準という数を変えるとすれば、三次の基準はどれくらいになるのですか。

委員

数を変えると言うか、数を出さないといけない根拠はどこにあるのでしょうか。それを教えていただきたいと思うのですが。これは事務局である教育委員会の方にお聞きしたいのですが。平成15年度の学校再配置検討委員会答申では「20人」という数字が出てきて、今回何かの基準を教育

委員会としても出したいと思っておられると思うのです。国の赤字財政800兆円が925兆円を超えたというように報道されている状況であり、三次市もいずれは夕張市のような厳しい状況になるということは考えられますので、その辺はよく分かります。

委員長

事務局の方で特段申し上げられるようなことがあれば言っていただいで構わないと思うのですが。今のお話を聞いて、私自身、事務局の肩を持つつもりは全くないのですが、私なりの理解は、「1学級25人から30人1学年2学級」という数でいかないと、仮にこの数をもっと小さくした場合は、先程の財政的負担の問題で、三次だけが過度に県費負担教職員を抱えるような地域が存立してしまう可能性がありはしないか。つまり、統廃合しなければ、そこに校長が一人必要ですから、校長の人件費、あるいは教頭の人件費、そのようなものが小規模校を多く抱えれば、三次市内には多くの学校が存在することになりますので、そういう意味での納税者感覚からの負担が大きくなりはしないだろうか、これはご指摘した通りです。そういう意味で、「1学級25人から30人1学年2学級」というものが一つのベースになるのではないのか、それが他の自治体と比べると決して遜色ない、むしろ三次の実態に寄り添った数の基準になりはしないだろうかと私は思ったわけです。

委員

委員長との見解の相違があるのですが、税の公平負担というのは分かります。確かに大規模校の学校と小規模校の学校では児童・生徒数で割ったら、はるかに小規模校の方がお金はかかっているということは分かります。ただ、その税の公平負担の観点を出してくると、義務教育費の国庫負担金はどうなるのかという話になってきて、日本全体のものすごく大きな問題になるのです。よくご存知のように、国が3分の1を負担する、以前は2分の1だったわけです。しかも、小泉総理のときに、この制度を全てやめて、地方交付税での措置にしようとしたわけです。その時に、日本PTAが反対して、署名を630万筆集めて、政府に出したのです。

もう一つは、フィンランドが学力が高いと言われて、私たちも小学校、中学校で研究会などを毎年開いて学力向上の取組みはやっています。しかし、先進国で言えば、公教育がGDP（国内総生産）に占める割合は、OECD（経済協力開発機構）の加盟国30カ国中の29番目であり、最低水準なのです。そのような大きな問題があるのです。これは国レベルの問

題です。今、この委員会で議論しても、なかなかそれは解決できない問題です。だから、私が言いたいのは、他の自治体に比べて三次市の教育を手厚くすることによって、周辺部から来てもらえるのではないのかと思います。広島市内から三次のバスセンターまで、高速バスで1時間20分です。三次には合同庁舎がありますが、かつて合同庁舎の職員のために、官舎があったのですが、何年か前に全て廃止されたわけです。合同庁舎に勤めておられる広島市内の職員は、全て高速バスで通っておられるわけです。逆に言えば、広島市内が通勤圏になったということです。そういう発想も必要なのではないかと思うのです。5年先の子どもは出生しているので計算できますが、10年先、20年先の三次の町をどうするのかという問題があります。

委員長

おっしゃられることは全くその通りであり、5年先は、出生そのものも当てになりません。もっと減るかもしれないし、増えるかもしれない。「水は高きから低きに流れる」とかつての三次高校の校長先生がおっしゃっていましたが、今の流れからすると、便利になったから、三次から流れていっているというのですよ。委員おっしゃられるように、逆に広島から三次の方に人が来るような施策が展開できれば、これは面白いことになるだろうと私も思いますが、こればかりはなかなか当てにはならないということなので、ここで議論してもなかなか結論は見えてこないわけです。

この辺りも、なかなか理論として難しいところなのでしょうが、「1学級25人から30人1学年2学級」というものを、あくまでも一般論の基準として議論してきたことですが、これを三次市に準用して一つの基準とするのか、あるいは、そういうような基準というものを数値化せずに、この話というものを扱わずに答申を作成するという考え方でいくのか。先程ご指摘いただいたこの部分は、非常に重要なご指摘だと思うので、是非、各委員の皆さん方のご意見を伺いたいのですが。

委員

「1学級25人から30人1学年2学級」は、これはあくまで大きい学校の関係で、大規模校には手を加えないということなので、ここに触れなくてもいいのではないのでしょうか。

委員

12ページで気になるのが、「これまでの学校現場での経験則などから」という部分ですが、校長3名が話をしたことがこのように書かれるのはど

うなのかなと思います。教育関係者ということであればいいと思うのですが。一般論としてどうですか、といった部分がこのような書かれ方をしているのが気になります。

もう一つは、7章の最初の3行目までの部分に書いてあるように、「1学級25人から30人1学年2学級」としたときに、この基準以上の学校は、三次小、十日市小、八次小の3校しかないわけです。だから、あえてこれを出すと、この3校以外は全ていけないのかという捉え方をされるのではないのでしょうか。その後を読んでいけば、「三次市においては」としてあって、それをカバーした書き方がしてあるのですが、下の文章を読まずにパッと見たときには、この3つの小学校以外は駄目なのかと思われかねないです。

委員

私はこの基準を書いてもいいと思うのです。ただし、今回の答申を出して、何年後にはまたこのようなことをやりますよと教育委員会の方で言っていたら、例えば5年以内にやるとか10年以内にやるとかいうことで、もう一度その時代に応じた考え方を皆さんから意見を聞いて、教育委員会としての態度を決めていきますよということになるならば、かなり勇気をもって提言できます。要するに、この答申の内容が、教育委員会にとって非常に都合がいいから、10年でも20年でもこの内容でやろうということにならないか心配です。だから、そのような内容を答申の中に入れる必要があるのではないかと思います。

委員長

今のお話は、8章ないしは9章辺りで、今後の教育委員会に希望することの一つとして、この答申を固定的に捉えるのではなく、状況や各学校の置かれている環境等に配慮して検討することというようなことを書くということですよ。

委員

はい。それを付記して、皆さんの本音を文章にして答申にできればと思います。

委員

この検討委員会は何を論議するのかというところをもう一度確認したいのです。私が冒頭こだわったのは、事務局がこの答申（案）を作成されたのです。事務局が文章を書かれたわけです。私たちは、「1学級25人から30人1学年2学級」を基本ベースにするというような話はしていない

です。委員長が言われるように、経験則の中では確かにそうです。集団の力であるとか、教職員の研修のあり方とか、色々な意味ではそれが望ましいということだけなのです。だから、この答申を出して、教育委員会の方で、そうはいつでも複式学級を解消するとか、あるいは三次の教育をするためにはこの規模でないといけないというように打ち出されるのはよいと思います。ですから、教育委員会が判断されて、この「1学級25人から30人1学年2学級」という基準を出されるのはよいと思います。この検討委員会は諮問をされているところですから、そこは踏まえておいた方がよいと思います。

委員長

恐らく、言葉の問題として一番引っかかっておられるのは、「基準をベースとして」のところですね。これを「参考にしつつ」というように変えましょうか。「基準ベース」という言い方が極めて拘束性の高いニュアンスを持つ言葉だとすると、「参考にしつつ」というように、少し言葉を変えましょうか。そうすると、議論の主旨に沿ってくるのではないのかと思うのですがいかがでしょうか。私自身も拘るのは、「1学級25人から30人1学年2学級」というものが、私自身の研究、そして校長先生方の経験則等を踏まえて、ベターではないのかという意見があったことは大きいと思うのです。これは、やはり捨てがたい数だなと思いますし、議論をするうえでは、いわゆる目安というものが必要だと思って議論してきましたから、これをそのまま削除して、文字化しないことは、私自身は逆に抵抗があります。「基準ベース」という言葉が極めて強い言葉として引っかかるとするならば、「参考にしながら」というように考えていただければよろしいのではないのかなと私は思います。

仮に「基準ベース」というように書いたとしても、法的拘束性はないのですけれども、それぞれの委員さんがこれを基準としたのだということに疑義があれば「参考にしながら」というような言葉で落としどころを作るということで合意形成できませんでしょうか。どうでしょうか。

委員

これが一人歩きをしませんか。

委員長

一人歩きしますでしょうか。あくまで参考ですから、答申をどこまで履行するかどうかは教育委員会事務局の判断ですから、一人歩きするとは私は思えないですし、むしろ情報共有化が早ければ、これで防衛策が打てま

せんか。例えば、統廃合を狙い撃ちされそうな地域が仮にあったときに。

委員 この検討委員会では、「1学級25人から30人1学年2学級」という形で文章に残るわけです。残ったらそれをベースとして教育委員会で検討されるのですが、それでいいのかどうか。私は一人歩きをしたいと思います。

委員長 私自身は、参考という言葉であれば、文字としてはもちろん残りますが、一人歩きするとは思えないし、むしろ、皆さん方が注意喚起されて、議論が賦活するうえではいいのではないのかと思うのです。かえってここを削除してしまうと、地域によっては、遠い先の話のように思われて、議論が賦活せずに、選択肢がなくなった時点である日突然、というようなことになりはしないだろうかと思うのです。三次市民に注意喚起するうえでも、この数はあくまで参考という言葉を使いながらもお示しすることは、かえって議論が賦活するのではないのかと思うのです。これは私の意見です。

委員 さっき出たように、逆に十日市小、八次小などのように、児童数が多い学校はどうなるのかということになりますよ。矛盾したことになるのですよ。第6章の最初の部分で、大規模校の適正化については議論をしないというように書いてあるにもかかわらず、「1学級25人から30人1学年2学級」という基準を出すというのは矛盾していると思います。

委員長 私としては、大規模校もなるべくこの数にしてほしいのです。大規模校も過度に大き過ぎるのは問題だと思います。東広島市の西条小学校が分かれるのです。東広島市でも、この委員会と同じように学校規模適正化の委員長をさせていただいていたのですが、東広島市では分けるのと統廃合を両方議論したのです。分ける方は、結局、西条小学校を分割するというところで答申を出したのです。教育関係者の経験則、学問的な知見も含めて、この規模でベターだと個人的には信念としてもっていますから、そうしたときに大きい学校も当然分けてほしいというのが私の趣旨なのです。もし、三次、十日市、八次の小学校がもっと大規模になれば、分けてもらわなければ困るのではないのかなと個人的には思います。ただ、それも受忍範囲です。これを超えてしまったら分けなければいけないのか、この基準を下回ったらすぐ統廃合なのか、そういうことは暴論だと私は言っているわけです。やはり受忍範囲があるだろうと。大きい方も受忍範囲があり、小さ

い方も受忍範囲があると思うのです。

委員 「1学級25人から30人1学年2学級」を出すのであれば、「経験則」の内容を示した方がよいのではないのでしょうか。

委員長 そうですね。この6章の中に、表6をもってきますから、当然そのような内容が出てくることになるわけです。学校現場も含めて、小規模校の観点別のメリット・デメリットというのは、教育関係者の知見に基づいて示されているわけですから、これが当然使われてくることになると思います。

いかがでしょうか 私自身の司会が不得手で時間を取っているのですが、この辺りの議論を精緻化して合意形成したいというのが山々なのですが。

委員 10ページの第6章の初めの4行の文章と、いま論議している「1学級25人から30人1学年2学級」という部分が、何度も言いますが、1学年が3学級以上の学校は、基準のベースではないのだからどうするのかという話になります。特に八次小学校は、これまでも分離をしようという話が出たことがある学校です。その辺の取扱いはどうするのですか。それは、教育委員会の方で判断していただければいいと思います。

委員 第1回目の会議で、この委員会の検討事項の中に、のびのび学級についての議論や通学区域自由化についての議論なども入るのかと質問され、それに対して、そうではなくこの委員会では小規模校の適正化について議論するとお答えになりました。「1学級25人から30人1学年2学級」という基準が答申(案)として出てきたわけですが、それはそれなりに児童数があるところの話をしているわけで、今は完全複式等の話をしているのですから、この基準の文章があるのかどうかというのが疑問です。

委員 答申(案)の第6章で「小規模校を議論の中心とした」と書いてあるのに、大規模校に触れるようなことが書いてあるという点が引かかるわけですから、第6章の初めの4行をいくらか修正すればいいのではないですか。

委員 三次市は、のびのび学級みよしプランで、25人学級もしくは30人学級というのを目指してやっているのです、それが言いたいのかなと思いまし

た。その議論をしたのであれば載せてもいいと思います。のびのび学級みよしプランの現状の議論をしたということを根拠にして。そうではなく載せているのですから。

委員 それを出すのであれば、のびのび学級みよしプランで、大規模校の1学級の人数を減らすのであれば、逆に小規模の複式の学校へ同じように市費教員を配置してもよいという論理になりますよね。趣旨からいくと。税の公平負担で言えば、小さい学校へ配置をしていただきたいということは、保護者や地域からも出ると思います。

委員長 この辺りは意見の終焉も見えないというか、私の議事進行も不十分なのでしょうか、これはどうでしょうか。「1学級25人から30人1学年2学級」というこの数について、意見は出たのですが、これを7章の文章から削除しますか。

委員 ただ、これを削除してしまうと、諮問されたことに対する答申にならないのではないですか。

委員長 そうなのです。諮問されたことにうまく答えきれないことになりませんかということは、私自身が大変苦慮しているところなのです。

私自身は、お願いと言いますか、ずっと申し上げているように、「基準ベース」という言葉が難しければ、「参考としながら」というようにさせていただければ、数字というものが見えて、ある程度答申らしくなるのではないのかというように考えています。一人歩きしないかというご指摘がございましたし、そのこと自体はあえて否定はしませんが、それよりも注意喚起になるのではないのかというのが私の意見だったのです。恐らく意見は尽くされたと思いますので、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。これ以上、議論しても平行線だろうと思いますので。

委員 示すのであれば、11ページの第6章の最初の4行をなんとかしないとイケないですよ。

委員 私は、この基準の文章があってもいいのではないかなと思います。

委員 12ページから13ページにかけて、この基準の文章が3箇所もあるのです。意見として載せるのであれば、第4章の8ページから9ページにかけて箇条書きにして掲載する程度でいいのではないのでしょうか。

委員長 ご指摘のところは一理あるなと思いますので、文章とすると、6章の最後のところの意見が出されたというところは残して、第7章のところでは、この数を「参考としながら」として、この章の始めか終わりかどちらに出すかは文案を考えないと分からないですけれども、どちらか1箇所に書くというのが落としどころかなと思うのです。3箇所出てくるというのは、特別な意図を感じざるを得ないということで、余計な誤解を招く必要はないわけですから、「参考としながら」という形で7章のどこかに挙げれば、この章で2箇所挙げる必要はないのかなと思います。

委員 平成15年度の学校再配置検討委員会答申で、「全校の児童数が20人以下となった場合は、速やかに学校再配置の検討に入ることを強く提言する」ということで、今回も数字的なものがないといけないのかなと感じるのですが、平成15年度のときには、その後すぐに教育委員会議が開かれて、20人以下のところはすぐに検討されているわけです。そうではなく、この基準から地域や保護者の方に情報提供を出されて議論していただくという形にならないといけません。

委員長 もちろんそうです。私自身の趣旨はそうです。注意喚起という言い方をしましたが、情報提供することに、この数が貢献してくれないかという期待を込めて、むしろこの数が一人歩きをして、この基準に届かなかつたらすぐに統廃合だという暴論にはならないだろうな、また、なってほしくもないなと思うのです。

委員 文章の最初に出せば、ずっと残ってしまうので、もうちょっと下げたところを出せないでしょうか。

委員長 ということは、7章の2行目に出すのではなく、13ページの4行目のところで、「参考としながら」という少し婉曲的に使うというようなご指摘なのではないでしょうか。

委員

7章の最初の3行は必要ないのではないのでしょうか。4行目の「三次市においては」というところを出だしにしてもよいのではないのかと思います。

委員長

なるほどですね。大規模校と目されるこの3校については、あえてここで触れる必要はないのではないのかというご指摘ですね。同時に、もう一つ前の行の「1学級25人から30人1学年2学級」の表記についても、あえてリフレインする必要はないのではないのかというご指摘でした。

会議の予定時間を10分ばかり過ぎているのですが、もし委員長に預けていただけることが可能であれば、今日の議論を踏まえて、数を示す必要があるのかというご意見もございましたが、少なからぬ委員の方々は、示すのであるならば、少し婉曲的に軟らかく示してもらいたいという意見が多かったということで、数は示すような形で文章を腹案として起案してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと1点。表6の掲載場所を移動させましたが、表6の中に「項目別の望ましい規模」という欄があります。「発育上の観点」から「教員力量形成上の観点」までの5点についての望ましい規模を示していただければと事務局から意見があったわけですが、これはどうでしょうか。私は腹案があるのですが、まず委員さんにご意見をいただきたいのですが。

委員

これを出されるのであれば、大規模校の観点別メリット・デメリットを出すべきであろうと思います。望ましい規模というのは、何を求めているのか分からないのです。ここは確かに、小学校、中学校含めて小規模校のメリット・デメリットはこの通りなのです。

委員長

私自身は、事務局が要素ごとに予定調和論でそれぞれの数値が出れば、先程の基準がより補強されると考えたのかもしれないけど、これは無意味だと思うのです。あえてこれを挙げなくても、一般論としてメリット・デメリットをここに書いたうえで、これを総合的に勘案して、教育関係者の知見から、「1学級25人から30人1学年2学級」の意見が出されたということで終焉してしまえばそれでよいと思うのです。ここを特に挙げる必要があるのでしょうか。個人的には、あえて挙げてもデータ性がないので

はないのかなと思います。どうでしょうか。

委員 例えば、どのような文言が入るのかなと思うのですが。

委員 ここへ入るのは「1学年2学級」なのではないですか。

委員長 参考意見と言いながら、「1学級25人から30人1学年2学級」を要素ごとに補強する数的・用語的なものがここに出てくるはずなのです。だけど、それは意味がないと思うのです。結論からすると、参考意見として「1学級25人から30人1学年2学級」という意見が出たというところで集約するわけですから、私はこれで十分だと思うのですけれども。そして、第7章のところで、もう一度この言葉をリフレインする形でこれを参考意見としながらも、一律ではしないのだということを書けばいいのです。

委員 せっかくここへ欄を設けていただくのであれば、デメリットの改善策を挙げていただいた方がまだよいと思います。デメリットの解決策を挙げる方が、より子どもに関わっての教育として本来の姿だろうと思います。

委員長 ただ、残念ながら時間的にその議論ができませんよね。会議はあと1回ありますが、なかなかそこまでの議論は難しいでしょう。そうすると、これは私の僭越かもしれませんが、ここの望ましい規模について、各要素ごとに挙げることは、この際ですからしないことにして、表6については、第6章に移項するだけの手続きに留めていただくということでよろしいでしょうか。文章の流れからすると表6は第6章に入れた方がよいだろうということで、移項することについては、皆さんにご同意いただいていると思います。

- 一同同意 -

4 学校規模の適正化に向けた具体的な方策について

委員長 重要な議論でしたから、今日はかなり白熱して皆さんのご意見をいただいたのですが、議論のスタートラインの部分は、両論併記とするということは既にお話をしました。それから、「1学級25人から30人1学年2学級」は、あくまでも参考意見であるということを明記したうえで数を示すということで、これもご同意いただいたことを確認させていただきます。

それに向けて、具体的な方策があるのかということについては、中身の濃い議論はしませんでした。あくまで頭出しですが、直接統廃合の議論に入る前に、小小連携、小中連携、中中連携、小中一貫教育などの様々な改善策の検討が必要ではないのかという議論をしたということ間違いのないと思います。

今回の会議で、この答申（案）をたたき台にしたうえで、もう少しこれを精緻化した内容のたたき台が出てくると思います。その部分と、より具体的に、例えば、川地だったら川地、三良坂だったら三良坂のどの学校ではどのような議論がベターであるのかということまで踏み込んで、具体的な討議ができれば、どうにかこうにかぎりぎり間に合うのではないのかなと私は思っているのですが。その辺りを今回の会議の課題ということにさせていただいて、今日の議論をこれで終わりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

本当は、どのような連携の実態があるのかということについて、もうちょっと意見交換できれば一番良かったのですが、私の司会の不手際で、そこまで議論ができなかったということ率直に謝罪したいと思います。申し訳ございませんでした。時間切れということで、これは今回の会議に廻らせていただいて、答申文書の議論を文字化するところで始末を付けられれば有難いなと思います。

5 その他

委員長

では、これ以外に事務局から何か検討していただきたい点等ございますか。

事務局

今、話をいただいたように、答申（案）について、修正するところは委員長とも相談しながら修正させていただき、それを今回の会議に出させていただきます。また、今日の議論を受けて、今回の会議に必要な資料があれば話をいただきたいと思います。

- 資料要望なし -

委員長

それでは本日の会議を終了します。ありがとうございました。

次回開催日を平成22年3月10日（水）19時から、みよしまちづくりセンター1階会議室で開催することを確認。

6 閉会